

障害者の方のためにもっぱら使用する自動車に 対する自動車取得税・自動車税の減免について

県では、障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において、障害者の方がもっぱら使用する自動車に対する自動車取得税・自動車税を減免する制度を設けています。

次の「1 障害者の障害の範囲」及び「2 減免の対象となる自動車」の要件に該当する場合は、減免申請書を自動車税管理事務所又は最寄りの県税事務所に提出していただくことにより減免を受けることができます。

なお、障害者の方がもっぱら使用しない自動車については、この減免の適用を受けることができません。

1 障害者の障害の範囲

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、次の表の区分による障害の級別に該当する方

障害の区分		障害の級別
視	覚	1級から3級まで、4級の1
聴	覚	2級、3級
平 衡 機 能		3級、5級
音 声 又 は 言 語 機 能		3級
上	肢	1級、2級
下	肢	1級から7級まで
体	幹	1級から3級まで、5級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢機能	1級、2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます。)
	移動機能	1級から7級まで
心 臓 機 能		1級、3級、4級
じ ん 臓 機 能		
呼 吸 器 機 能		
ぼうこう又は直腸の機能		
小 腸 の 機 能		1級から4級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能		
肝 臓 機 能		

(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、次の表の区分による重度障害の程度及び障害の程度に該当する方

障害の区分	重度障害の程度及び障害の程度
視	特別項症から第4項症まで
聴	
上	特別項症から第3項症まで
下	特別項症から第6項症(旧7項症)まで、第1款症から第3款 症(旧2款症)まで
体	
そ の 他	特別項症から第4項症まで

(3) 療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度がA(A1、A2)である方

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の級別が1級である方

2 減免の対象となる自動車

もっぱら障害者の方が使用される自動車で、次の①から⑤の区分に該当する場合に減免の対象となります（自家用車（リース車を除きます。）に限ります。）。

区 分	自動車を取得（所有）する方	自動車をもっぱら運転する方
①	障害者の方	障害者の方
②	障害者の方	障害者の方と生計を一にする方
③	障害者の方と生計を一にする方	障害者の方
④	障害者の方と生計を一にする方	障害者の方と生計を一にする方
⑤	身体障害者等のみで構成される世帯の障害者の方	障害者の方を常時介護する方

備考(1) 「障害者の方」とは、「1 障害者の障害の範囲」に該当する方をいいます。また、「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているすべての方をいいます。

(2) 障害者の方と同居している方及び障害者の方の住所地からおおむね半径2キロメートル以内にお住まいの親族の方は「障害者の方と生計を一にする方」に当たります。

(3) 障害者の方が福祉施設等に入所している場合で、障害者の方と生計を一にする方が運転する自動車については、障害者の方の帰宅や通院等のために継続的に週一日以上使用していることが証明されたものに限ります。

(4) 減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて、障害者の方1人について1台に限られます。

(5) 減免の適用を受けている自動車を買替える場合は、新たに取得される自動車について改めて減免申請を行っていただく必要があります。この場合、新たに減免を受けようとする自動車の減免申請書を提出する日までに、既に減免を受けている自動車の譲渡又は廃車等の手続きを済ませてください。

3 減免申請に必要な書類等

【必ずご用意いただくもの】

- ・ 障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書
- ・ 障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請内容確認書
- ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・ 運転免許証
- ・ 自動車検査証
- ・ 印鑑（自動車の所有者の方のもの）

【その他必要なもの】

◆ 「2 減免の対象となる自動車」の区分②～④に該当し、障害者の方が障害者の方と生計を一にする方と別に居住している場合又は⑤に該当する場合

お住まいの状況		必要な書類
区分②～④に該当する場合	障害者の方が福祉施設等に入所していない	・ 障害者の方と生計を一にすることが確認できる書面（所得税確定申告書の控えなど（※））
	障害者の方が福祉施設等に入所している	・ 障害者の方と生計を一にすることが確認できる書面（所得税確定申告書の控えなど） ・ 障害者の方が入所している施設の長が発行した証明書
区分⑤に該当する場合		・ 福祉事務所長等が発行する常時介護証明書（発行されない場合は自動車税管理事務所又は県税事務所にお問い合わせください）

※ 障害者の方と生計を一にする方が障害者の住所地からおおむね半径2キロメートル以内の場所に居住している親族の場合は、親族であることが確認できる書面（戸籍謄本など）をもって必要な書類に代えることができます。

備考(1) 「障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請書」及び「障害者に係る自動車取得税・自動車税減免申請内容確認書」は、自動車税管理事務所又は最寄りの県税事務所（4ページをご覧ください。）に請求してください。また、障害者の方が入所している施設の長の証明書の発行を依頼する用紙も各事務所に用意しています。

(2) 減免の適用を受けている自動車の買替えにより、新たに取得される自動車について改めて減免申請をする場合は、既に減免を受けている自動車の譲渡又は廃車を証する書類（移転登録後の自動車検査証、一時抹消登録に係る登録識別情報等通知書又は自動車販売業者が発行した下取り証明書など）を提出又は提示してください。

(3) 身体障害者手帳など一部の必要書類については、減免申請の際に複写させていただくことがあります。

(4) 減免申請の際にご用意いただいた書類で申請内容の確認ができない場合は、別途、書類を提出又は提示していただく場合があります。

4 自動車取得税・自動車税の減免額

(1) 自動車取得税の減免額

課税標準額（自動車の取得価額）で300万円（税率が5%の場合は、税額で15万円。）を限度として減免します（限度額を超える自動車については、その超えた部分に対する税額を納付していただきます。）。

(2) 自動車税の減免額

年税額で45,000円を限度として減免します（年税額が45,000円を超える自動車については、その超えた部分の税額を納付していただきます。）。

備考 8ナンバー車で自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」と記載されているものなど一部の自動車については、減免限度額にかかわらず、税額を全額免除します。

5 減免申請書の提出期限

(1) 新たに取得した自動車について減免申請する場合

自動車を登録した日から1月を経過する日

(例 自動車を登録した日が2月1日の場合の減免申請期限は、3月1日)

※ 自動車取得税の減免は、自動車を登録した日に「1 障害者の障害の範囲」及び「2 減免の対象となる自動車」の要件を満たしている必要があります。

(2) 既に所有している自動車の自動車税について減免申請する場合

自動車税の納税通知書に記載された納期限

備考 自動車税については(1)又は(2)の期限を過ぎても減免申請書を提出することができますが、この場合の減免額は減免申請書が提出された月の翌月から月割で計算した額となります。

6 その他

(1) 減免申請が適当と認められた場合、県から減免の承認書をお送りします。

(2) 減免の適用要件に該当しなくなった場合又は申請内容に変更が生じた場合の届出について

身体障害者手帳等について福祉事務所等に返却する事由が生じた場合又はその内容に変更があった場合、自動車の所有者の方などの住所に変更があった場合又は障害者の方と生計を一にしなくなった場合などは、「県税の減免に係る届出書」を提出していただく必要がありますので、速やかに自動車税管理事務所又は最寄りの県税事務所にご連絡ください。

(3) 現況確認のための報告書の提出について

自動車税の減免を受けている方には、現在の状況が減免の適用要件に該当しているか確認させていただく必要があるため、一定年数を経過するごとに「報告書」を提出していただいております。報告書は県からお送りしますので、提出期限までに提出してください。（郵送での提出可）

(4) 減免申請書の内容を確認するために、住民基本台帳ネットワークシステムを使用することがあります。

減免に関する制度や手続のお問い合わせはこちらへ

自動車税コールセンター
 午前8時30分～午後5時15分
 (5月中は、午後6時まで)
 月～金曜(祝日、年末年始を除く)
045-973-7110



自動車取得税・自動車税の減免についてのお問い合わせは、下記の事務所でも受け付けておりますので、最寄りの事務所をご利用ください。

減免に関するご相談、申請書の提出はこちらへ

所管区域	事務所名	所在地	電話番号
全域	自動車税管理	横浜市南区弘明寺町31 (〒232-8602)	(045) 716-2111 (代)
横浜市中区、西区	横浜県税	横浜市中区山下町32 (〒231-8555)	(045) 651-1471 (代)
〃 鶴見区、神奈川区、港北区	神奈川県税	〃 神奈川区広台太田町3-8 (〒221-0824)	(045) 321-5741 (代)
〃 緑区、青葉区、都筑区	緑県税	〃 青葉区市ケ尾町27-5 (〒225-8513)	(045) 973-1911 (代)
〃 南区、港南区、磯子区、金沢区	南県税	〃 南区弘明寺町31 (〒232-0067)	(045) 712-1515 (代)
〃 保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区	保土ヶ谷県税	〃 保土ヶ谷区岩井町143-2 (〒240-0023)	(045) 711-3011 (代)
〃 戸塚区、栄区、泉区	戸塚県税	〃 戸塚区上倉田町449 (〒244-0816)	(045) 881-3911 (代)
川崎市川崎区、幸区	川崎県税	川崎市川崎区富士見1-1-2 (〒210-8562)	(044) 233-7351 (代)
〃 中原区、高津区、宮前区	高津県税	〃 高津区溝口1-6-12 (〒213-8515)	(044) 833-1231 (代)
〃 多摩区、麻生区	麻生県税	〃 麻生区上麻生1-3-9 (〒215-8527)	(044) 952-1500 (代)
相模原市	相模原県税	相模原市南区相模大野6-3-1 (〒252-0381)	(042) 745-1111 (代)
	〃 津久井支所	〃 緑区中野937-2 (〒252-0157)	(042) 784-1111 (代)
横須賀市、三浦市	横須賀県税	横須賀市日の出町2-9-19 (〒238-0006)	(046) 823-0210 (代)
平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡(大磯町、二宮町)	平塚県税	平塚市西八幡1-3-1 (〒254-0073)	(0463) 22-2711 (代)
鎌倉市、逗子市、三浦郡(葉山町)	鎌倉県税	鎌倉市御成町12-18 (〒248-8558)	(0467) 22-5900 (代)
藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡(寒川町)	藤沢県税	藤沢市鶴沼石上2-7-1 (〒251-8534)	(0466) 26-2111 (代)
小田原市、足柄下郡(箱根町、真鶴町、湯河原町)	小田原県税	小田原市荻窪350-1 (〒250-0042)	(0465) 32-8000 (代)
厚木市、愛甲郡(愛川町、清川村)	厚木県税	厚木市水引2-3-1 (〒243-8522)	(046) 224-1111 (代)
大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	大和県税	大和市中央5-1-4 (〒242-0021)	(046) 264-2811 (代)
南足柄市、足柄上郡(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)	足柄上県税	足柄上郡開成町吉田島2489-2 (〒258-0021)	(0465) 83-5111 (代)

※ 自動車の登録時に減免申請をする場合は、自動車税管理事務所の駐在事務所で受け付けております。